

子どもの性被害予防のための取組支援事業実施要領

長野県将来世代応援県民会議

1 趣 旨

この要領は、子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 支援方法

長野県将来世代応援県民会議は、補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）による要綱第 10 に基づく事業の実績報告及び補助金の交付請求の後、交付対象者に補助金を交付する。

なお、同一団体への補助金の交付は年度内 2 回まで（児童養護施設等は年度内 4 回まで）とし、各回の参加者は異なるものとする。

3 補助金の交付申請

要綱第 8 に定める交付申請は、子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によって申請するものとする。

なお、交付申請は事業実施日の 15 日前又は事業実施年度の 1 月末日のいずれか早い日までに提出するものとする。ただし、4 月 1 日から 4 月 15 日までに事業を実施する場合はこの限りでない。

4 事業の変更（中止・廃止）承認申請

要綱第 9 に定める変更（中止・廃止）承認申請は、子どもの性被害予防のための取組支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号）によるものとする。

5 事業の実績報告及び補助金の交付請求

要綱第 10 に定める事業の実績報告及び補助金の交付請求は、受講しての感想及び添付資料並びに補助対象経費の支出証拠書の写しを添付の上、子どもの性被害予防のための取組支援事業実績報告書兼請求書（様式第 3 号）によって行うものとする。

なお、事業の実績報告及び補助金の交付請求は、事業実施日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。